

役員退職手当規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人国土緑化推進機構定款第31条の規程に基づき、常勤の役員に支給することができる退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(退職手当の支給)

第2条 常勤役員が退職し又は解任されたときは、その者（死亡したときはその遺族）に対して、退職手当を支給することができる。

2 前項の退職手当の額は、退職した月の属する年におけるその者の役員報酬の年額を17.4で除した額に対し、別表に定める支給率を乗じて得た額を基準として、理事長が定めるものとする。

(支給日)

第3条 退職手当は退職時より30日以内に権利者に支給するものとする。

(退職給与積立金)

第4条 将来の退職手当支給に備えるため、毎年度一定額の退職給与積立金を積み立てるものとする。

(委任)

第5条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会において行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
(平成22年8月26日総会決議)

別表

退職手当支給率

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
満1年	1.0	満6年	6.6	満11年	12.4	満16年	19.4
2年	2.0	7年	7.7	12年	13.8	17年	20.8
3年	3.0	8年	8.8	13年	15.2	18年	22.2
4年	4.0	9年	9.9	14年	16.6	19年	23.6
5年	5.0	10年	11.0	15年	18.0	20年	25.0

(注) 勤続20年以上は、1年につき1.0を支給率に加算する。